

## 第2 震災対策等

### 1 震災対策の必要性

平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）、平成28年熊本地震、令和6年度能登半島地震等、水道施設に大規模な被害を及ぼす地震が全国各地で発生している。

東日本大震災は、大きな揺れや津波、地盤の液状化による管路の被害に加え、計画停電等により、全国で約257万戸にも及ぶ断水被害が発生した。また、能登半島地震においても、水道施設が甚大な被害を受け、広域かつ長期的な断水被害が生じるとともに、避難所等の重要施設への給水が途絶え、被災者の生活に大変不便を強いいるなど、「水」が使えることの重要性及び水の公共性が改めて認識された。

東京においても、首都直下地震の切迫性が指摘されており、東京都防災会議は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、従来の被害想定の見直しを行った（表3-3参照）。この被害想定では、最大震度が7に達するとともに、震度6強の地域が広範囲に及ぶと想定されている。

当局は、約1,376万人の都民生活、都市活動及び首都中枢機能を支える役割を担っており、震災時においても給水を確保することは、我が国全体の国民生活及び社会経済活動を維持する上で極めて重要である。

このような状況を踏まえ、当局では、震災対策を最重要課題の一つとして位置付け、予防対策を推進する「東京水道施設整備マスターplan」及び発災後の応急対策活動を示す「東京都水道局震災等応急対策計画（令和5年3月改定）」に基づき、ハード及びソフトの

両面から首都東京にふさわしい、地震に強い水道の構築を目指している。

### 2 主要施策

#### （1）貯水池及び取水・導水施設の耐震化

貯水池は、平成14年度に山口貯水池、平成20年度に村山下貯水池、令和5年度に村山上貯水池の堤体強化が完了し、令和7年度は、周辺整備工事を実施する。

利根川河口堰においては、令和6年度から独立行政法人水資源機構が事業主体となり、大規模地震に対する耐震性能を確保するための事業を実施している。

また、取水及び導水施設は、震災時に十分な耐震性を有していない施設が被災した場合、浄水場機能が停止することが懸念されるため、早急に対応していく必要があり、引き続き、耐震化を推進する。

図3-9 村山上貯水池堤体強化の概略断面図

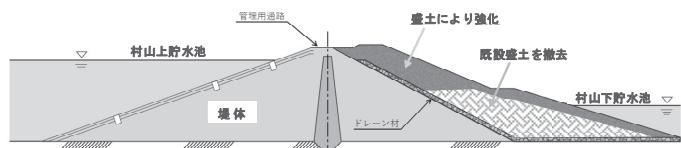


表3-3 上水道 断水率一覧

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
区部計	34.1%	28.6%	19.5%	0.3%
多摩計	9.2%	19.5%	7.2%	14.5%
合計	26.4%	25.8%	15.7%	4.7%

（出典 首都直下地震等による東京の被害想定（東京都）令和4年5月）

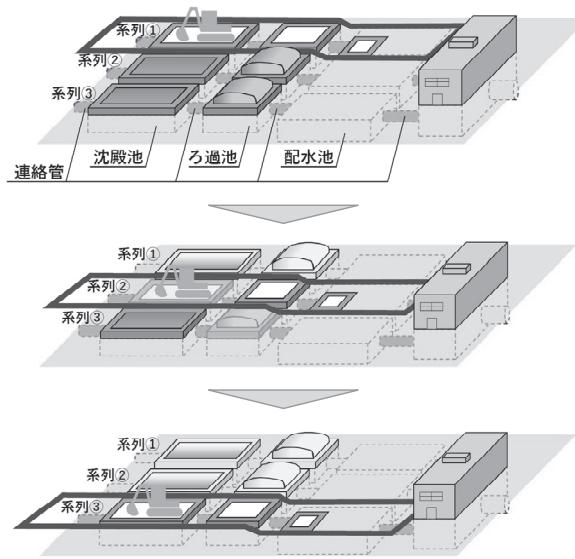
## (2) 净水施設の耐震化

切迫性が指摘されている首都直下地震などに備え、浄水施設の耐震化に取り組むことが必要である。しかし、工事期間中は、施設の能力低下などを伴うことから、安定給水を確保しながら工事を進めていくことが必要となる。

そこで、送配水ネットワークを活用した配水調整により、他の浄水場からのバックアップや、施設の能力低下を伴う補修工事等を同時期に行うなど、給水への影響を抑えながら、着実に耐震化を推進する。

また、着水井からろ過池、場内連絡管、排水処理施設の連続性を考慮し、施設の能力低下を可能な限り抑制するため、浄水処理の系列ごとに耐震化工事を進めていく。

図3-10 系列ごとの耐震化（イメージ）



## (3) 配水池の耐震化

配水池は、浄水場からの送水を受けて水を貯留し、地域の需要に応じて配水するために必要な施設であり、耐震化は令和6年度末時点で約8割が完了している。

残る施設についても、工事期間中の安定給水を確保しながら工事を進めていくことが重要である。このため、給水所が停止しないよう1池ずつ施工することや、施設の能力低下を伴う補修工事等を同時期に行うなど、給水への影響を抑制するとともに、周辺環境に配慮しながら耐震化工事を着実に推進していく。

## (4) 配水管の耐震化

配水管の延長は、約28,000kmにも及ぶことから、継続的かつ計画的に更新していく必要がある。このため、これまででも外部衝撃に弱い高級鉄管などを、昭和40年代から粘り強く強度の高いダクタイル鉄管へ順次更新してきており、ほぼ完了している。

また、平成10年度からは、継手の抜け出し防止機能を有する耐震継手管を全面的に採用し、耐震継手化を推進してきた。

震災時の断水被害を効果的に軽減するため、重要施設への供給ルートの耐震継手化を重点的に推進しており、避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートの耐震継手化を令和4年度末時点で概成した。

現在は、引き続き、埋設物が輻輳する場所等、施工が困難な箇所に点在する布設年度が古く漏水発生の恐れのある取替困難管を令和8年度までに解消とともに、初期ダクタイル管の更新や、地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域の耐震継手化を推進し、令和10年度までに解消する。

図3-11 耐震継手管の構造（イメージ図）

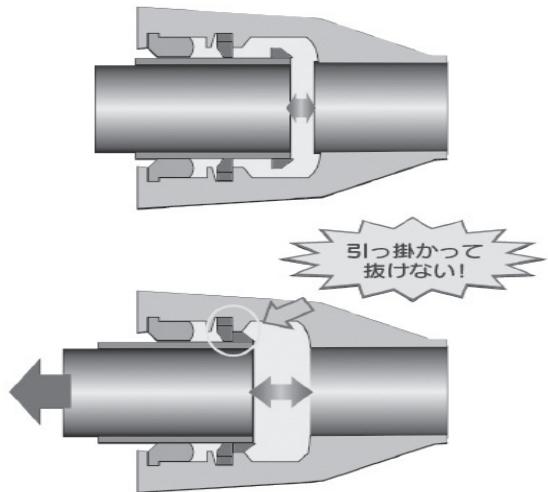
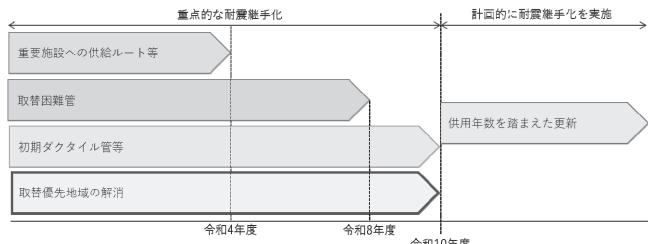


図3-12 管路更新の進め方



### (5) 給水管の耐震化

当局では、給水管の耐震強化、水の出の向上及び漏水の未然防止を目的として、給水管が3本以上又は給水栓が10栓以上ある私道内の給水管を整理及び統合し、配水小管を布設する事業を展開してきた。

しかし、東日本大震災における都内の水道管の被害は、給水管が4分の3を占め、主に塩化ビニル製の給水管の破損及び抜け出しを原因とするものが大部分であったことを教訓として、平成24年9月から事業対象を給水栓が3栓以上ある私道に拡大した。

また、2栓以下の私道についても塩化ビニル管等をステンレス鋼管に取り替える施策を行っている。

### (6) 自家用発電設備の新設及び増強

首都直下地震などが発生した場合、電気事業者からの電力供給が途絶する可能性があるため、水道事業の継続には電力事情に左右されないように電力の自立化が必要である。

このため、震災などによる大規模な停電時においても安定的に給水が確保できるよう、自家用発電設備の整備を推進してきた。

しかし、高度浄水処理を行う浄水場では、停電などにより施設が停止した場合、多岐にわたる設備機器の点検、動作確認などが必要となり、従来の浄水処理に比べ、復旧までに時間を要することになる。このため、高度浄水施設が停止しないよう、継続的な電力供給が不可欠である。

そこで、大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、計画一日平均配水量を供給可能な規模で自家用発電設備を整備する。具体的には、高度浄水処理に必要な電力を常用発電設備で確保し、取水、送配水などに必要となる電力を非常用発電設備により確保する。また、自家用発電設備の燃料は、72時間運

転できる量を可能な限り確保していく。

## 3 近隣事業体との連携による水の相互融通

当局は、大地震時や大規模な水源水質事故時等の非常時における水への安心を高めるため、他県市と水道水を相互に融通する「水の相互融通」の実施に向けた取組を進めている。

まず、全国で初めて、都県域を越えた大規模な水の相互融通を可能とする「東京・埼玉朝霞連絡管」の整備を埼玉県と共同で行い、平成17年9月に完成させた。この「東京・埼玉朝霞連絡管」は、朝霞浄水場付近で東京都と埼玉県の双方の送水管を接続したもので、日量10万m<sup>3</sup>（約30万人都市の水道使用量に相当）の水道水を融通し合うことができる施設である。

次に、川崎市と共同で整備を進めていた「東京・川崎登戸連絡管」及び「東京・川崎町田連絡管」を平成19年2月に完成させた。これらの連絡管は、東京都と川崎市の双方の配水管を接続したもので、登戸連絡管は日量10万m<sup>3</sup>、町田連絡管は日量1.5万m<sup>3</sup>（約5万人都市の水道使用量に相当）の水道水を融通し合うことができる（表3-4参照）。

また、年に1回以上の運用訓練を連携先の事業体と共同で実施することとしている。

表3－4 連絡管の概要

名 称	朝霞連絡管	登戸連絡管	町田連絡管
口径・延長	$\phi 800 \times 44\text{m}$	$\phi 800 \times 35\text{m}$	$\phi 400 \times 54\text{m}$
接続施設	東京 $\phi 2200$ 埼玉 $\phi 1200$	東京 $\phi 1600$ 川崎 $\phi 1200$	東京 $\phi 500$ 川崎 $\phi 400$
融通水量	日量 10 万 $\text{m}^3$	日量 10 万 $\text{m}^3$	日量 1.5 万 $\text{m}^3$
完 成	H17.9	H19.2	H19.2
都の主な受水区域※ (図3-14参照)	中央区全域、千代田区、文京区の大部分、港区の一部	世田谷区・目黒区・港区・大田区・品川区・狛江市の一部	町田市東部 (聖ヶ丘給水所系)

第3章

図3－13 連絡管による受水区域



## 4 東京都水道局震災等応急対策計画

震災等応急対策計画は、地震等により水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能になった場合に応急対策諸活動を迅速かつ的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図ることを目的とする。

震災等応急対策計画に係る体系は、図3-14のとおりである。

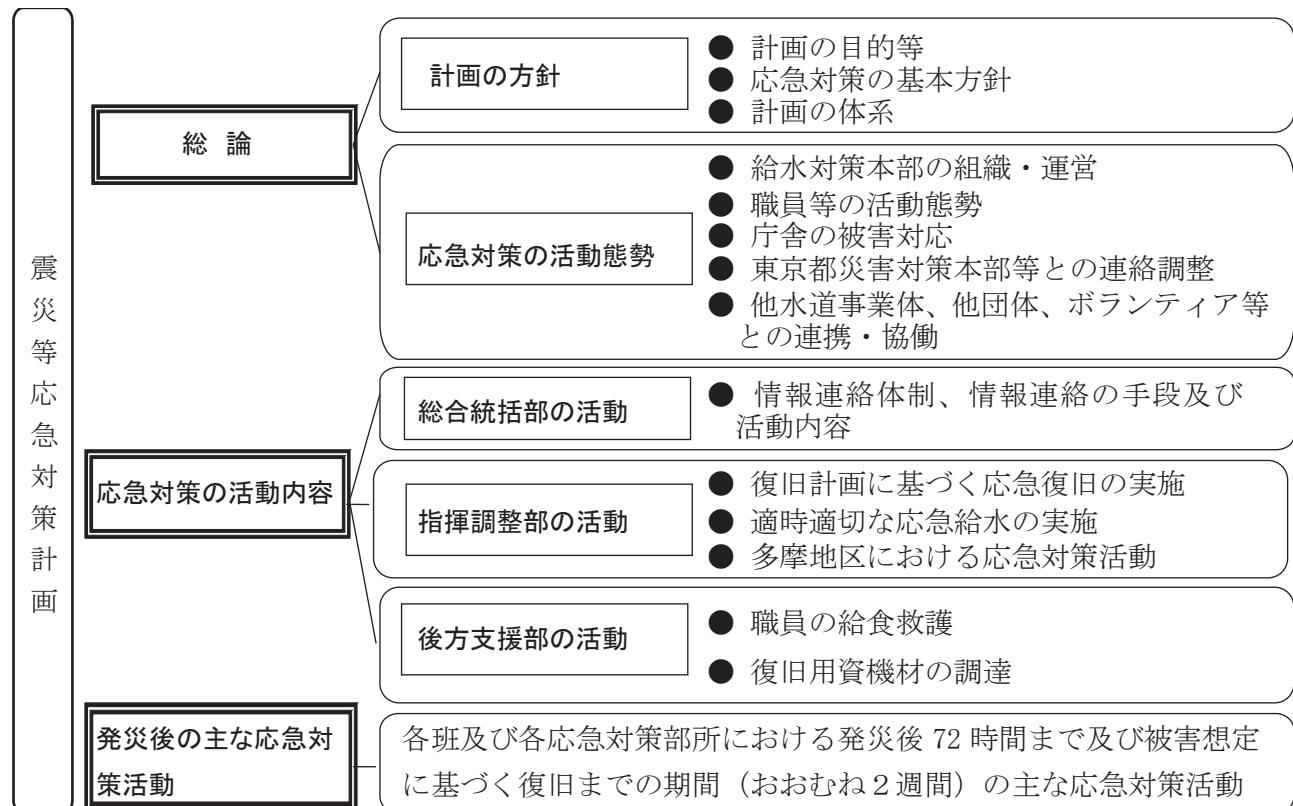
### (1) 基本態勢

#### ア 給水対策本部の設置

地震等の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、当局は必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、直ちに給水対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。

また、夜間、休日等に大地震等が発生した場合は、直ちに当局の災害対策職員住宅に入居している職員、あらかじめ水道局長が指定する管理職員等が都庁舎に参集する。そして、情報収集に努めながら初動態勢を整え、各事業所の交替勤務職員等とともに初期活動に当たる。

図3-14 震災等応急対策計画に係る体系



### イ 震災時等の情報連絡活動

応急対策活動を迅速かつ効果的に実施するために、発災後直ちに情報室を立ち上げ、情報連絡活動を開始する。

また、復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集及び伝達する。

情報連絡手段は、音声通信として、水運用電話、衛星携帯電話、業務用無線及び東京都防災行政無線を使用する。

また、「東京都水道局震災情報システム」等を使用し、情報の一元化や共有を図る。

#### 対象情報

- (ア) 庁舎・通信・システムの被害状況
- (イ) 職員の参集状況
- (ウ) 首都中枢機関等被害状況
- (エ) 施設被害・運用状況
- (オ) 管路被害状況等
- (カ) 応急給水拠点稼働状況
- (キ) 応急給水車両給水状況
- (ク) 資器材等の管理状況

※管路被害情報は震災マッピングシステムを使用

## (2) 復旧計画

### ア 復旧優先順位の決定

災害発生時には、水道施設の被害についての情報の収集及び分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り都民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努める。

管路に被害を受けた場合でも、原則として断水は行わないが、漏水により二次災害を引き起こすおそれのある場合は、速やかに断水する。

また、送配水管等の復旧に当たっては、あらかじめ定めている復旧の優先順位に基づき、効率的に作業を進めることとしている。この復旧優先順位は、次のとおりである。

#### (ア) 送配水管

- a 首都中枢機関等への供給管路
- b 第一次重要路線（送水管及び主要配水本管）
- c 第二次重要路線及び配水小管重要路線（配水の骨格となる管路）
- d 震災対策用応急給水施設、二次救急医療機関、災害拠点連携病院、避難所等への供給管路

#### (イ) 給水管

- a 首都中枢機関等
- b 後方医療機関となる医療施設及び福祉施設
- c 避難所、行政機関など地域の復旧の中核となる施設
- d その他給水上特に重要な施設

### イ 関係会社等の協力体制の確保

復旧活動は、当局工事受注者等との協力体制の下に実施することとしている。復旧作業に必要な作業要員、復旧用材料の確保等に関しては、関係会社等にあらかじめ協力要請を行うなど、機動性及び実効性を重視した体制の整備を図っている。

### ウ 応急復旧作業における情報活用

東日本大震災や熊本地震の際に、住民等からの電話による漏水場所等の情報提供を、漏水修繕に役立てた。当局においても、住民からの電話を活用して漏水情報等を収集し、迅速な情報連絡に活用するとともに、効率的な応急復旧作業へ反映していく。

## (3) 応急給水計画

応急給水活動は、給水状況、住民の避難状況等、必要な情報を迅速かつ的確に把握した上で、応急給水計画を定め実施する。

### ア 応急給水の方法

大地震などにより断水が発生した場合に、応急給水を行う場所を「災害時給水ステーション」と総称する。

応急給水は、以下の3種類の災害時給水ステーションにおいて行い、都民ニーズに応えた段階的な給水量の増加を図る。

- (ア) 給水拠点
- (イ) 車両輸送
- (ウ) 避難所等



災害時給水ステーションのシンボルマーク

### イ 災害時給水ステーションにおける都と区市町の役割分担

「災害時給水ステーション」における都と区市町の役割分担は次のとおりである。

- (ア) 災害時給水ステーション（給水拠点）
  - a 応急給水槽では、区市町が資器材等の設置から住民への給水活動までの全てを行う。
  - b 改造（注）前の浄水場、給水所等では、当局が資器材等の設置を、区市町が住民への給水活動を行う。
  - c 改造（注）後の浄水場、給水所等では、応急給水エリアの鍵を当局職員、区市町職員等が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、応急給水活動を実施する。

（注）改造とは、浄水場、給水所等の一部を柵で仕切った応急給水活動区域に常設給水栓等を設置して、当局職員の到着前に区市町職員、地域住民等が応急

給水活動を行えるように整備することである。

#### (イ) 災害時給水ステーション（車両輸送）

都災害対策本部及び医療対策本部から要請のあった医療施設（医療機関への応急給水については、加圧式給水車を使用）、福祉施設、水を供給できない給水拠点等に当局が水を輸送して開設し、区市町等が住民への給水活動を行う。

なお、避難所等に応急給水する場合は、仮設水槽等の設置有無を確認し、効率的な応急給水を行う。

また、応急給水要請数が給水車等の対応箇所数を超える場合の対応順位については、原則、以下のとおりとする。

##### [第1順位 病院等]

病院等の種別では、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、人工透析医療施設、重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設の順

##### [第2順位 水を供給できない給水拠点]

給水拠点へ集まった住民の数に応じて、優先順位を決定

##### [第3順位 避難所]

給水拠点からの距離、避難者数、仮設水槽の有無の順で検討し、優先順位を決定

##### [その他]

主要駅、遺体収容所など要請内容を精査して優先順位を受付時に判断（公共施設に限定）

#### (ウ) 災害時給水ステーション（避難所等）

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要があると認められる場合に開設する。

##### a 避難所応急給水栓

当局から区へ譲渡した資器材を使用し、避難所に保管してある応急給水栓を用いて、区市町が当局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。

##### b 消火栓等（当局から区市町へ貸与した資器材を使用する場合）

あらかじめ当局が指定した避難所や区市町所有の施設などの応急給水実施場所において、区市町が当局へ通水状況等の状況を確認した上で、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

##### c 消火栓等（上記以外）

病院、福祉施設、水を供給できない給水拠点、多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損

等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施し、当局が仮設給水栓の設置を、区市町が住民への給水活動を行う。

#### (4) 訓練及び研修（東京水道危機対応力強化計画2025）

災害時における応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう「東京水道危機対応力強化計画2025」を策定した。本計画に基づき、実践的な研修、訓練等を実施することで、職員各自の役割等について、周知徹底を図っている。

##### ア 年間方針（P D C Aサイクルの実践）

年間を通じて、以下のP D C Aサイクルを実践し、あらゆる事態を想定した訓練を、体系的かつ網羅的に実施することにより危機対応力の強化を図る。

###### (ア) P l a n （訓練企画）

前年度の改善点の検証を含めたより厳しい状況を想定した訓練の企画

###### (イ) D o （訓練実施）

各部所の行動マニュアルに則したリアルな訓練の実施

###### (ウ) C h e c k （検証）

訓練後、速やかに課題を提起

###### (エ) A c t i o n （改善）

課題の対応策を検討し、改善点をマニュアル等に反映

##### イ 令和6年度実施状況及び訓練参加者数

###### (ア) 首都直下地震を想定した訓練

a 当局全体訓練3回。水道局休日発災対応訓練、水道局平日発災対応訓練及び水道局休日発災参集訓練を実施。延べ8,621名（政策連携団体職員、区市職員、事業者等を含む。）が参加

b 多様な主体と連携した応急給水訓練143回。

2,688名（政策連携団体職員、区市町職員、住民等を含む。）が参加

c 各事業所等で実施する訓練 147回

d 他の事業体と連携した訓練 区市町が主催する防災訓練への参加（計111回）、日本水道協会関

東地方支部南関東ブロック合同防災訓練、連絡管相互融通訓練等を実施

(イ) 東京ウォーターレスキュー (TWR) の派遣訓練

救援活動の覚書に基づく岡山市への派遣訓練を実施、「(公社) 日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」及び(公社)日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」に基づく派遣訓練を実施



応急給水訓練

(岡山市へのTWR派遣訓練より)

(ウ) 局施設へのテロ発生を想定した訓練

各浄水場など基幹水道施設での警察・消防と連携した訓練（計 11 回）

(エ) サイバーテロ発生を想定した訓練

標的型メール攻撃対応訓練（計 3 回）、分野横断的演習（内閣官房主催）及び制御系システム緊急時対応訓練



給水対策本部審議訓練

(水道局休日発災対応訓練より)



連絡管相互融通訓練

(登戸連絡管相互融通訓練より)

## 5 水道緊急隊の活動

震災応急対策計画では、震災時における首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害について、3日以内の復旧を目指すこととしている。そのため、首都中枢機能の継続性を確保し、発災初期の応急対策活動をより機動的かつ迅速に行うことを主目的として、平成20年4月に水道緊急隊を発足させた。

震災時の主な活動は、次のとおりである。

### (1) 首都中枢機関等の供給ルート確保

発災後（震度5強以上）直ちに首都中枢機関及び災害拠点病院近傍の水圧を配水小管に設置したスマートメータで確認する。

水圧が0.17Mpa未満となったときは、施設周辺へ専用バイク等で出動し、被害、水圧等の調査を行い早期に現地状況を把握する（図3-15参照）。その結果、施設への供給管路周辺で大規模な漏水などが確認された場合、管路のバルブ閉弁作業を実施し、当該施設への供給ルートの水圧を確保する。

また、現地で収集した被害状況については、業務用無線、スマートフォン、モバイルパソコン等により、本隊へ迅速に情報伝達する。

### (2) 応急給水活動

災害拠点病院のみならず、医療施設、福祉施設などへの緊急を要する応急給水活動は、関係部署からの要請を受け、給水車により実施する。

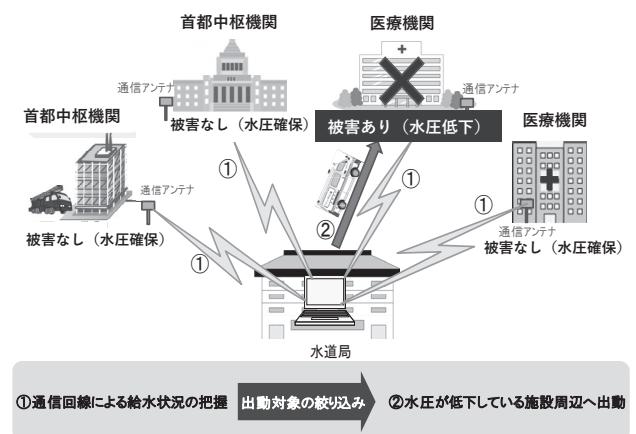
平常時においては、活動の実効性を高めるため、震災時初動対応、給水車操作、漏水調査、情報連絡などの訓練を実施し、震災時に備えている。

東日本大震災では発災翌日に被災地へ応急給水活動のため出動し、熊本地震では本震の翌々日に被災地への支援物資搬送と漏水調査に従事、能登半島地震では、発災翌々日に被災地へ応急給水活動のため出動した。



首都中枢機関等供給ルート調査

図3-15 通信回線を利用した水圧確認



給水車からの高所揚水訓練

平成31年度 平日発災対応訓練（立川病院）

## 6 他水道事業体との相互連携

発災時の応急対策を適時適切に実施するため、あらかじめ他水道事業体との協力態勢を確立し、地震発生後の応急対策活動態勢の確保に努めている。

### (1) 他水道事業体との協定等

ア 次の協定等に基づき、協力要請を行う。

(ア) 公益社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定

(イ) 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書

(ウ) 東京都水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

(エ) 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定

(オ) 東京都と茨城県との中継水道事業体としての活動に関する覚書

(カ) 東京都と仙台市との情報連絡調整担当水道事業体としての活動に関する覚書

(キ) 東京都水道局と大阪市水道局の災害時の救援活動に関する覚書

(ク) 東京都水道局と岡山市水道局の災害時の救援活動に関する覚書

(ケ) 東京都と茨城県との支援拠点水道事業体としての活動に関する覚書

(コ) 宮城県と東京都の水道事業の連携に関する協定

(サ) 東京都水道局と広島市水道局の災害時の救援活動に関する覚書

東日本大震災においては、(ア)から(ウ)までの協定等に基づく要請により、宮城県仙台市、福島県いわき市、千葉県浦安市等へ応急復旧・応急給水支援活動に従事した。

また、(オ)の覚書は、広域災害が発生した場合の遠方の水道事業体による応援を円滑かつ迅速に受け入れるため、東京都と茨城県との間で平成26年度に締結した。

(カ)の覚書は、いずれか一方が大地震等で被災した場合に、相手方に赴き、応援要請に関するコーディネーター的な役割を担うため、仙台市との間で平成28年度に締結した。

(キ)、(ク)及び(サ)の覚書は、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等、今後起りうる広域災害の可能性を考慮し、一方が大規模な災害等により被災した場合に、迅速な救援活動を行うため、平成29年度に大阪市水道局、岡山市水道局と東京都水道局との間で締結し、さらに、令和元年度に広島市水道局と東京都水道局との間で締結した。

(ケ)の覚書は、効率的な救援体制の構築を実現するため、いずれか一方が大地震等で被災した場合に、支援拠点水道事業体としての活動（救援部隊の宿泊場所や食糧の手配等）を行うため、茨城県との間で平成30年度に締結した。

(コ)の協定は、宮城県企業局と東京都水道局とが水道事業における災害対応の強化や人的基盤の強化等についての連携事業を実施するため、令和元年度に締結した。



広島市水道局との覚書締結（令和2年2月7日）

（写真右：広島市友広水道事業管理者

写真左：東京都水道局中嶋公営企業管理者）

イ 他水道事業体からの救援隊の受入れは、研修・開発センターを救援隊受入本部として、研修・開発センター、芝給水所、浄水場等の11か所で行い、合計884名の受入れが可能である。

### (2) 他水道事業体への救援活動

当局では、日本水道協会の会員水道事業体による相互応援、「19大都市水道局災害相互応援に関する覚書」による救援等、被災水道事業体等からの要請により、職員や工事事業者等が応急給水、応急復旧等の活動を行っている。

過去の災害における活動実績は、以下のとおりである。

なお、これまで当局は、東日本大震災や熊本地震の際など、大規模な災害により被災した他事業体に対し

て支援を行ってきた。しかし、救援要請を受けてからいかに早く救援体制を確保するか、また、一定期間確実に救援体制を確保できるかなどが従前より課題となっていた。

こうしたことから、いつ、どこで発災しても、当局が被災事業体からの救援要請に基づき、迅速かつ円滑に救援隊を派遣できるよう、平成28年度に東京水道災害救援隊（東京ウォーターレスキュ）を創設した。

#### ア 阪神・淡路大震災（平成7年）

(ア) 応急給水支援

第1次から第15次まで

(1月17日から3月24日まで)

派遣人員延べ393名 車両延べ32台

(イ) 応急復旧支援

調査隊・第1次から第12次まで

(1月21日から3月31日まで)

派遣人員延べ852名 車両延べ425台

(ウ) 工業用水道応急復旧支援

第1次から第5次まで

(1月22日から3月1日まで)

派遣人員延べ11名 車両延べ1台

#### イ 三宅島火山活動の活性化（平成12年）

(ア) 応急給水支援・応急復旧支援

第1次から第6次まで

(6月27日から7月13日まで)

派遣人員延べ62名 車両6台

(イ) 海水淡水化装置による造水活動

第1次から第9次まで

(9月8日から9月30日まで)

派遣人員20名

(ウ) 全島避難後の現地被害調査等

第1次（9月15日、16日）

第2次（11月11日から11月20日まで）

第3次（平成13年1月20日から1月28日まで）

派遣人員6名

(エ) 全島避難後の水道施設復旧支援

第1次から第6次まで

(平成13年4月3日から6月3日まで)

派遣人員12名

(オ) 災害復旧作業に係る技術職員派遣

(平成13年11月2日から平成14年2月28日まで)

派遣人員3名

#### ウ 新潟県中越地震（平成16年）

(ア) 応急給水支援

第1次から第9次まで

(10月24日から11月15日まで)

派遣人員延べ51名 車両延べ20台

(イ) 応急復旧支援

第1次から第4次まで

(10月24日から11月16日まで)

派遣人員延べ54名 車両延べ17台

#### エ 新潟県中越沖地震（平成19年）

応急復旧支援

第1次から第7次まで

(7月18日から7月31日まで)

派遣人員延べ76名 車両延べ29台

#### オ 東日本大震災（平成23年）

(ア) 宮城県仙台市 応急給水支援

第1次から第11次まで

(3月12日から4月1日まで)

派遣人員延べ39名 車両延べ12台

(イ) 宮城県仙台市 応急復旧支援

第1次から第7次まで

(3月16日から4月1日まで)

派遣人員延べ49名 車両延べ28台

(ウ) 福島県いわき市 応急給水支援

第1次から第4次まで

(3月22日から4月18日まで)

派遣人員延べ20名 車両延べ9台

(エ) 福島県いわき市 応急復旧支援

第1次及び第2次

(3月26日から4月6日まで)

派遣人員延べ36名 車両延べ24台

(オ) 千葉県浦安市 応急復旧支援

(3月16日から3月22日まで)

派遣人員19名 車両10台

(カ) 茨城県稲敷市 応急給水支援

(3月12日から3月14日まで)

派遣人員2名 車両1台



給水車からの応急給水（宮城県仙台市）

**カ 伊豆大島土砂災害（平成 25 年）**

応急給水支援・応急復旧支援

第1次から第3次まで

(10月17日から10月31日まで)

派遣人員延べ 21 名 車両 4 台

**キ 関東・東北豪雨（平成 27 年）**

(ア) 栃木県小山市・茨城県常総市 給水袋支援

(9月 12 日)

運搬人員 6 名 車両 3 台

(イ) 茨城県常総市

被害状況調査・応急復旧支援・水質調査支援

(9月 15 日から 9 月 22 日まで)

派遣人員延べ 19 名 車両 6 台

**ク 熊本地震（平成 28 年）**

(ア) 熊本県熊本市 応急復旧支援（給水袋運搬含む。）

第1次から第6次まで

(4月 17 日から 5 月 9 日まで)

派遣人員延べ 94 名 車両延べ 48 台

(イ) 熊本県益城町 応急復旧支援

第1次及び第2次

(5月 3 日から 5 月 15 日まで)

派遣人員延べ 17 名 車両延べ 11 台



漏水調査（熊本県益城町）

**ケ 平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年）**(ア) 岡山県岡山市・倉敷市・広島県広島市  
被害状況調査

(7月 11 日から 7 月 14 日まで)

派遣人員 3 名

(イ) 岡山県倉敷市 水質検査支援

(7月 18 日から 7 月 24 日まで)

派遣人員 3 名 車両 2 台



東京水道災害救援隊創設後初の派遣

(倉敷市での水質検査支援の様子)

**コ 令和元年房総半島台風（台風第 15 号）（令和元年）**「（公社）日本水道協会関東地方支部災害時相互応援  
に関する協定」に基づく支援（（ア）、（イ）、（ウ））

(ア) 山武郡市広域水道企業団（東金市・大網白里市）

応急給水支援

9月 9 日及び 9 月 10 日

給水車 2 台

派遣人員延べ 13 名（機材運搬 1 名含む。）

(イ) 千葉市水道局

応急給水支援

9月 11 日

給水車 2 台 機材運搬車 1 台

派遣人員延べ 7 名（連絡調整役 1 名含む。）

(ウ) かずさ水道広域連合企業団（富津市）

応急給水支援

9月 14 日から 9 月 16 日まで

給水車 3 台

派遣人員延べ 22 名（連絡調整役延べ 4 名含む。）



応急給水活動の様子（富津市）

## (エ) 新島村

被災事業体（新島村）からの要請による支援

- ・福祉施設への応急給水支援

(第1次隊及び第2次隊)

9月19日から10月2日まで

給水車1台

派遣人員4名（延べ30人）

- ・給水車（1台）の貸与

10月2日から10月31日まで



福祉施設の受水槽へ給水作業（新島村）

## (サ) 令和元年東日本台風（台風第19号）（令和元年）

## (ア) 神奈川県（愛甲郡清川村）

被災事業体（神奈川県）からの要請による支援

- ・病院への応急給水支援（受水槽への夜間給水作業）

10月15日及び10月16日

給水車2台

派遣人員4名



病院の受水槽への給水作業（清川村）

## (イ) 宮城県丸森町

「宮城県と東京都の水道事業の連携に関する協定」に基づく支援

- ・給水栓等からの採水及び水質試験、給水復旧から安全宣言までを支援

10月27日から11月2日まで

（10月27日及び11月2日は移動日）

派遣人員3名

## (シ) 令和4年台風第15号（令和4年）

被災事業体（静岡市）からの要請による支援

- ・病院、福祉施設、住民への応急給水支援

(第1次隊から第4次隊まで)

9月27日から10月6日まで

給水車延べ3台 車両1台

派遣人員延べ18名（連絡調整役延べ3名含む。）

## (ス) 令和6年能登半島地震（令和6年）

「（公社）日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく支援（（ア）～（ウ））

## (ア) 富山県高岡市 応急給水支援

1月3日から1月5日まで

派遣人員8名 給水車2台、車両1台

## (イ) 石川県輪島市・志賀町 応急給水支援

1月6日から3月17日まで

派遣人員延べ105名 給水車延べ10台 車両延べ6台（高岡市との重複分含む。）

## (ウ) 石川県輪島市・志賀町 応急復旧支援

1月5日から5月31日まで

派遣人員延べ584名 車両延べ24台

## (3) 他水道事業体からの救援活動

## (ア) 令和元年東日本台風（台風第19号）

応急給水活動に不足する給水車について、「（公社）日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、関東地方支部長（横浜市）へ応援要請を行い、表3-5のとおり、他地方支部から応急給水隊を受け入れ、応急給水活動を実施した。



福祉施設の受水槽へ給水（静岡市）

表3－5 日本水道協会関東地方支部からの受援状況

するための取組を行った。

支部名	救援水道事業体	給水車	人数	活動期間	主な活動場所
千葉県支部	千葉県企業局	1台	2名	10月18日（金）から 10月23日（水）まで	奥多摩駅前
	千葉市水道局	1台	4名	10月18日（金）から 10月23日（水）まで	奥多摩駅前
埼玉県支部	さいたま市水道局	2台	6名	10月18日（金）から 10月22日（火）まで	子ども家庭支援センター
	越谷・松伏水道企業団	1台	3名	10月18日（金）から 10月21日（月）まで	子ども家庭支援センター
	戸田市上下水道部	1台	2名	10月22日（火）	子ども家庭支援センター

### 第3章



奥多摩町子ども家庭支援センター前での応急給水  
(さいたま市水道局)



奥多摩駅前での応急給水  
(千葉県企業局・千葉市水道局)

## 7 感染症対策の取組

新型インフルエンザ等の大流行期にも水道水を安定的に供給するために「水道局のBCP<新型インフルインフルエンザ等編>」を作成し、あらかじめ新型インフルエンザの発生段階に応じた活動を定め、新型インフルエンザの発生を想定した訓練を実施するなど、新興感染症に対する危機対応能力の強化を図ってきた。

新型コロナウイルス感染症のまん延に際しては、東京都新型コロナウイルス対策本部設置を受け、当局においても令和2年1月30日から東京都水道局新型コロナウイルス対策本部を設置し、職員への感染拡大を防止する措置を講じるなど、水道水の安定供給を維持